

事 業 主 殿

神奈川県電子電気機器健康保険組合
理事長 藤 田 力

被扶養者の国内居住要件等について

平素より当健康保険組合の事業運営につきましては、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、先般健康保険法等の一部を改正する法律及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、いずれも令和 2 年 4 月 1 日から施行されます。

この改正により被扶養者について国内居住要件が追加されました。

住民票が日本にある方は原則要件を満たすことになるため、一定期間海外で生活している場合も日本に住民票がある限りは国内居住要件を満たします。

日本に住所がない場合でも外国に留学する学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等については、日本国内に生活の基礎があると認められ国内居住要件の例外として扱うこととなります。

【別紙・表 1】

住民票が日本にあっても、海外で就労し明らかに日本での居住実態がない場合は国内居住要件を満たさないものと判断します。

また、日本での滞在目的が【別紙・表 2】の特別の理由がある者については、日本に生活の基礎があるとは認められないため、この法律を除外する者となります。

ただし経過措置として、改正によって被扶養者から除外される者が施行日時点において日本国内の保険医療機関に入院中の場合には、入院中であることを証明する書類（入院診療計画書の写し等）を提出することで、入院中は引き続き被扶養者として認められます。

今後の手続きについては下記のとおりですので、よろしくお願いいたします。

おって、変更された内容の取り扱いについて被保険者各位へ広報いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 国内居住要件を満たさない被扶養者については、3 月 23 日までに健康保険被扶養者異動（減）届の届出をしてください。被保険者証は 4 月 1 日以降速やかに返納してください。
2. 国内居住要件の例外に該当する被扶養者については、健康保険被扶養者異動届に国内居住要件の例外に該当する旨を記載し、【別紙・表 1】中の添付書類を参考にいただき必要書類を添付のうえ、3 月 23 日までに届出してください。（現況届も必要です。）

※ 令和元年 8 月 1 日付、31 神電健第 498 号をもって「海外居住の方のお届けについて」照会した結果、当組合で把握できている対象者を有する事業所には 2 月中旬に別途お知らせいたします。

通知が届かなくても該当の方がいる場合は、お届けくださるようお願いいたします。

お届けが後日になった場合でも認定要件を満たさない方については、4 月 1 日に遡って被扶養者から削除いたしますのでご承知おきください。

表1. 国内居住要件の例外に該当する者

| 例外該当事由 | 添付書類 |
|---|---------------------------------|
| ① 外国において留学をする学生 | 査証及び学生証、在学証明書等 |
| ② 外国に赴任する被保険者に同行する者 | 査証及び海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等 |
| ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 | 査証及びボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等 |
| ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者 | 出生や婚姻等を証明する書類 |
| ⑤ ①から④までに掲げる者の他、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者 | ※個別に判断 |

- ・上記については例外を除いてすべて写し
- ・書類が外国語の場合には翻訳者が署名した日本語の翻訳を添付

表2. 法律の適用を除外する特別の理由がある者（日本の国籍を有しない者）

| |
|---|
| ① 病院もしくは診療所に入院,通院し、疾病もしくは障害について医療を受ける活動 |
| ② ①の医療を受ける活動を行う者の日常生活の世話をする活動 |
| ③ 一年を超えない期間滞在し、観光,保養,その他これらに類似する活動 |